

議案第 24 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成18年橋本市条例第151号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 施行令第39条第1項第1号に掲げる者 39,700円 (2) 施行令第39条第1項第2号に掲げる者 55,600円 (3) 施行令第39条第1項第3号に掲げる者 59,600円 (4) 施行令第39条第1項第4号に掲げる者 71,600円 (5) 施行令第39条第1項第5号に掲げる者 79,500円 (6) 次のいずれかに該当する者 95,400円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から施行令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 103,400円 ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 119,300円 ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(保険料率) 第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 施行令第39条第1項第1号に掲げる者 38,200円 (2) 施行令第39条第1項第2号に掲げる者 53,400円 (3) 施行令第39条第1項第3号に掲げる者 57,300円 (4) 施行令第39条第1項第4号に掲げる者 68,700円 (5) 施行令第39条第1項第5号に掲げる者 76,400円 (6) 次のいずれかに該当する者 91,600円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。 イ 略 (7) 次のいずれかに該当する者 99,300円 ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 次のいずれかに該当する者 114,600円 ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略 (9) 次のいずれかに該当する者 <u>135,200 円</u> ア 合計所得金額が <u>300 万円以上 400 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (10) 次のいずれかに該当する者 <u>147,100 円</u> ア 合計所得金額が <u>400 万円以上 600 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>159,100 円</u>	イ 略 (9) 次のいずれかに該当する者 <u>129,900 円</u> ア 合計所得金額が <u>290 万円以上 400 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (10) 次のいずれかに該当する者 <u>141,300 円</u> ア 合計所得金額が <u>400 万円以上 600 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>152,800 円</u>
2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,800 円</u>とする。 (罰則) 第 13 条・第 14 条 略 第 15 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。 第 16 条・第 17 条 略	2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,300 円</u>とする。 (罰則) 第 13 条・第 14 条 略 第 15 条 被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。 第 16 条・第 17 条 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第 3 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。